

Q

中央土地区画整理事業について

A

順次、建物の移転及び道路整備を進めている



あき 明
ひで 秀
で 出
やま 山

映像は
こちらから

Q 本事業を早く進める考えはあるのか。

A 中央地区は、既成市街地で住宅地が密集しており、事業が思うように進められない。先進地の事例などを参考に、調査・研究していく。

●高齢者支援について

Q 高齢者対象のシニアパスポートを導入できないか。

A さいたま市、秩父市、東松山市に加え、令和5年12月から上尾市が同様の事業を開始している。群馬県やさいたま市に実施状況を確認したところ、どこも協賛店の確保に苦慮している。一方、埼玉県が実施しているプラチナ・サポーター・シヨップや深谷市のホームページに掲載しているふかまるマップは店舗数が徐々に増えており、こちらを優先しシニアパスポートの導入は考えていない。

Q エンディングサポートを導入できないか。

A いわゆる終活相談は地域包括支援センターや市役所の長寿福祉課、ふくしの窓口で随時受け付けている。

●中仙道街路灯について

Q 中仙道商店街の街路灯をLED化できないか。

A 市は維持管理経費の補助で支援している。修繕および電球の交換は1灯あたり経費の2分の1以内、上限6万円。電気代は1灯あたり2分の1以内、月額上限700円。LED化に関しては現状復帰ではなく、バリエーションアップとなるため対象外。



Q

夏季の期間における児童の登下校時の暑さ対策は

A

「クールスポット」の拡充を検討している



ひろし 博
もと 本
さか 坂

映像は
こちらから

Q 児童の登下校時の暑さ対策を中長期的に検討されているか。

A 現在、児童が登下校する際に、一時的に涼しい場所を休めたり、水分補給が出来たりする場所を「クールスポット」として個人商店や子ども110番の家等に設置している学校があり、この取組を拡充することを検討している。

Q 通学路が、道路工事や雑草等で危険な状態になった場合の対策は。

A 道路工事は、受注者が警察に申請し、警察からは、工事区域周辺の交通誘導員の配置や迂回路を設定するよう指導が行われる。なお、対象となる学校では、対象通学路を通る児童に対して、注意喚起を行っている。また、雑草の繁茂については、連絡があれば、市の関係部局において、随時必要に応じて除草等の対応をしている。



Q 見守りボランティアのなり手減少に対する対策は。

A 近年、担い手の高齢化が進み、活動の継続性が課題であるが、学校運営協議会を通じて市内小学校での「朝散歩」、「お迎え散歩」などの事例を参考に、継続可能な手段を検討するよう校長会を通して各学校に働きかけをしていく。

Q 見守りボランティアのかたが事故にあわれた場合の保証は。

A 日本PCA教育振興会の学校支援者保証制度に各学校が加入しており、偶発の事故による本人の怪我、他人の身体・生命への損害、財物の損壊が補償されるものとなっている。

Q

秩父鉄道アンダーパス工事の今後のスケジュールは

A

本年2月着工で随時県から地元に対して説明会を行う



ひとし 仁
おか 岡

映像は
こちらから

Q 工事完成後は県道となり、高低差は有るが、全て開発可能か。

A 秩父鉄道の北側は市街化調整区域で、新たに県道に面する土地については、コンビニなどの沿道サービスの店舗等が開発可能となる。ただし、直接県道からの出入りができない立体交差部については、沿道サービス店舗の開発はできない。

Q 上原地域の交差点から仙元山方面への道路拡張工事も行っているが、同様の沿道サービス店舗の開発が出来るか。

A 上原地域の交差点から藤沢小学校へ抜ける道は市道の為、道路幅が12m以上であれば同様の対応が出来るが、現状道路幅が10mのため対象外となる。



Q

路面標示修繕について、情報収集の方法は

A

市職員の巡視、地域要望、警察などからである



ゆか 香
つなぎ 繋

映像は
こちらから

Q 路面の白線標示において、市が管轄している主なものは何か。

A 「外側線」や「センターライン」など、道路法に基づくものは市が管理する。また「一時停止線」や「横断歩道」など、道路交通法に基づくものは警察の管理となる。

Q 市道の路面標示の修繕に対し、優先順位の目安は。

A 重大事故等が発生した場所や、危険性の高い場所は優先的に実施している。また、令和6年度は、新設予算を増額して対応している。

●搾乳しやすい環境整備について

Q 子育て支援として、本市の公共施設においても、搾乳しやすい環境を整備する必要がある。市の見解は。

A 県より「赤ちゃんの駅」において搾乳もできる旨を表示する様、協



神奈川県ホームページより

依頼があった。「赤ちゃんの駅」また本市独自の「赤ちゃんSA(スマイルエリア)」に該当する公共施設の表示の調整を進めている。

Q ステッカーを貼っている公共施設数は。また、環境整備がスタートしてから16年程度経過しているが、ステッカーの劣化に対する対応は。

A 28施設である。劣化については各施設にて再作成しているが担当課で対応は可能である。

Q 搾乳できる旨の表示として、明瞭なマークを採用出来ないか。

A 県の依頼に基づき、現在、文言を追加しているが、ご提案のマークの採用についても、県の方針を踏まえて、参考にしていきたい。